

憲法21条 知る権利と忘れられる権利

Article 21 of the Constitution : Right to Know and Right to be Forgotten

佐藤 一明*

Kazuaki Satou*

目 次

- 1 序論 忘れられる権利とは
- 2 投稿記事削除仮処分保全異議申立事件さいたま地方裁判所
平成27年12月22日第3民事部決定
 - 2-1 事案の概要
 - 2-2 投稿記事削除仮処分保全異議申立事件
さいたま地方裁判所 平成27年12月22日第3民事部決定
 - 2-3 理由要約
 - 2-4 平成27年12月22日 さいたま地方裁判所第3民事部 仮処分決定の骨子
- 3 平成28年7月12日 東京高裁決定
 - 3-1 平成28年7月12日 東京高裁決定要旨
 - 3-2 平成28年7月12日 東京高裁決定の内容
- 4 検索削除に関する判例
- 5 考察と結語 忘れられる権利 認めることは早計

[キーワード]

忘れられる権利	憲法21条	知る権利
さいたま地方裁判所	平成27年12月22日	第3民事部決定
東京高裁決定	平成28年7月12日	東京高裁決定
検索の削除	タイトル	スニペット

要 旨

ネットの記事は噂される人が死んでも消えず、忘れられていない。

昔は「人のうわさは75日という言葉」があるごとくすぐ忘れられてしまう。

通常、サイト上に掲載されている情報は、個別にそのサイトの管理者に対して名誉毀損やプライバシー権侵害などを利用して削除請求をすべきものである。

忘れられる権利は、特にインターネット上の情報拡散防止の観点から、個人が自己に関する情報の削除を求める権利である。

従来のプライバシー権侵害に基づく個別のウェブサイトの削除権と異なり、インターネット上に存

在するすべての情報を対象とするものではなくヤフー、グーグルなどの検索エンジンにおける検索結果として表示される情報を削除してもらう権利のことである。

さいたま地裁平成27年12月22日決定内容を紹介した。

このさいたま地方裁判所の判例は日本で初めて忘れられる権利を認めたことで画期的な判例である。

この仮処分決定骨子1 債権者には更生を妨げられない利益があると明示した。

仮処分決定骨子2 インターネットの検索結果から個人情報の削除を求める「忘れられる権利」を司法が認めた国内で初めて認めたこと。

仮処分決定骨子3 ネットに逮捕情報が表示されると、情報を抹消して平穏な生活を送ることが困難なことを考慮し、検索結果の削除の是非を判断すべきだと判じた。

仮処分決定骨子4 検索エンジンに対する検索結果の削除請求を認めるべきか否かは、検索エンジンの公的性質にも配慮する一方で、検索結果の表示により人格権を侵害されるとする者の実効的な権利救済の観点も勘案しながら、諸般の事情を総合考量して、更生を妨げられない利益について受忍限度を超える権利侵害があるといえるかどうかによって判断すべきである。

平成28年7月12日 東京高裁決定要旨

東京高等裁判所は、さいたま地方裁判所の判例とは逆の結論を導き出した。

さいたま地裁平成27年12月22日決定を覆し忘れられる権利を否定したことである。

1 忘れられる権利を一内容とする人格権に基づく妨害排除請求権として差し止め請求の存否について独立して判断する必要がない。

2 差し止め請求の可否について

削除などを求める事項の性質、公表により差し止め請求者に生じる損害発生の明白性、重大性及び回復困難性などだけではなくインターネットという情報公表ないし、伝達手段の性格や重要性さらには検索サービスの重要性も総合的に考慮して決するのが相当である。

3 タイトルとスニペットについて

タイトル及びスニペットが独立した表現として機能することが通常であるとする。

4 逮捕歴の公開について

忘れられる権利は表現の自由、および知る権利の保護が優越するというべきであり相手方のプライバシー権に基づく本件検索結果の削除などはみとめられない。

忘れられる権利の意義を探るために過去の検索エンジンの削除に関する判例を紹介した。

1 京都地方裁判所平成26年87日判決 ヤフーに対する検索結果削除請求訴訟

検索結果の表示中止や慰謝料など約1100万円を求めた訴訟の判決で、京都地裁は人格権が違法に侵害されたとは認められないなどとして、請求を棄却した。

2 東京地裁平成26年10月9日決定 削除仮処分

Google に対し、検索エンジンによる 検索結果 タイトル、スニペットの削除を命じる仮処分決定が東京地方裁判所において発令された。

3 大阪高裁平成27年2月18日判決 削除訴訟

本件検索結果は被控訴人の意思に基づいて表示されたものというべき、としたところに特徴があるが、逮捕後わずか2年であること等から控訴棄却。

4 大阪高裁；2審 検索で過去の逮捕記事 2015年2月18日

金子順一裁判長は、検索結果で示される各サイトの内容を抜粋した部分について「ヤフーの意思で表示され、原則として男性の名誉を毀損する」と認めたが、逮捕から長い期間が過ぎていないことなどから「公共の利害に関わる」として、違法性を否定、請求を退けた1審・京都地裁判決を支持し、男性側の控訴を棄却した。

5 千葉地裁松戸支部米グーグルに中傷 書き込み削除命 平成27年4月7日決定

千葉地裁松戸支部が訴えを認める仮処分決定を出した。

飯塚謙裁判官は、医療機関側の主張を認めて2件の口コミの削除を命じる決定を出した。

6 東京地裁平成27年5月8日決定 削除仮処分

更生を妨げられない利益と知る権利・表現の自由を比較して、更生を妨げられない利益が表現の自由・知る権利に優越するときには、ウェブサイトの管理運営者に対し、当該ウェブページの削除を請求できる。

考察と結語 忘れられる権利を認めることは早計

今回の判例の事件は原告が罰金の刑を受けており、忘れられる権利を根拠にして一方的に検索結果に表示させないようにすることは、表現の自由を制限する危険性を潜ませてしまう可能性がある。

情報にアクセスできなくなる国民の知る権利も侵害してしまうおそれもある。

このように、忘れられる権利を認めると、民主主義の根幹である重要な表現の自由や知る権利を制限することにつながる。

知る権利よりも忘れられる権利が勝り、名誉毀損やプライバシー侵害の裁判が次々に認められるようになれば、表現の自由、知る権利、民主主義の基本原則が根底から揺るいでしまう危険性がある。

知る権利や表現の自由を制限する権利を考えるにあたり慎重に考察する必要がある。

忘れられる権利は権力者からの検閲に利用される危険がある。

情報社会における根幹的なインフラである検索エンジンが消せたり、追加されたりすることは、検索を利用して情報の操作が行われ、情報の中立性に危険がある。

忘れられる権利は、大企業、時の権力者が自分にとって都合の悪い情報を表示させないようにすることができる武器になりうるということに配慮することが大切である。

二段階で考えることが大切である。

第一段階は忘れられる権利を認めるとしても、具体的にどのようなケースでどの程度認めるのかなど、十分に判例の積み重ね、議論を尽くした上で、表現の自由や知る権利を不当に侵害しないように充分配慮した内容の判例を築きあげるべきである。

第二段階は 将来にわたってさらに社会における忘れられる権利への関心が高まり、判例の積み重ねにより、忘れられる権利を判例上認めさらにそのうえで、明文化の道に進むのが妥当である。

1 序論 忘れられる権利とは

ネットの記事は噂される人が死んでも消えない、昔は「人のうわさは75日という言葉」⁽¹⁾があるごとくすぐ忘れられてしまう。

「インターネット上の情報は膨大であることから、インターネットの一般的な利用において、個別のウェブサイトへアクセスするための入り口としての役割を果たしているのはグーグルなどの検索エンジンである。

そこで、このような検索エンジンの機能を踏まえ、インターネット上の個人情報について、検索エンジン事業者に対して検索結果からの削除を求めるのが忘れられる権利（“the right to be forgotten”）である。」⁽²⁾

「インターネットの発達により、ホームページ上などに各種の個人情報が永年消えずに残るようになった。このことから、適切な期間を経た後にまで情報が残っている場合、これを削除したり消滅させたりできる権能があつてしかるべきだとする考え方に基づくものである。

近代法的な人権概念は、フランス革命以降の市民社会の発展の中で拡大してきた。社会環境や関係の変化に伴い知る権利やプライバシー権、環境権など、旧来の法においては明文化されていない新しい人権も求められるようになった。

これらのうちプライバシー権は、私生活など個人的な事柄をみだりに公開されないことを保障する権利である。日本国憲法上は個人の尊重や幸福追求の権利に関わるものとして認められ、2003年には個人情報保護法が制定された。こうした新しい権利の一つとして、近年提唱されているのが、情報に期限が設けられるとする忘れられる権利である。」⁽³⁾

忘れられる権利は、特にインターネット上の情報拡散防止の観点から、個人が自己に関する情報の削除を求める権利である。

従来のプライバシー権侵害に基づく個別のウェブサイトの削除権と異なり、インターネット上に存在するすべての情報を対象とするのではなくヤフー、グーグルなどの検索エンジンにおける検索結果として表示される情報を削除してもらう権利のことである。

又、忘れられる権利はオリジナルの情報発信者ではない検索エンジンに対し、一括して情報の拡散防止を求める権利でもある。

現代のインターネット、携帯情報社会、においては、情報は瞬時全世界に光のごとく拡大して広まってしまう。

小学生のスマートフォン保有率が上昇しており、小学生、中学生の間にもネットによる人権侵害が増大している。

この情報社会においてに、拡散されたサイトの一つ一つのサイト運営者のすべてに対して削除を請求するのが理想であるが、書き込んだ人を特定できない、また現代のインターネット社会では、膨大なサイト数があるので、すべてのサイト管理者に対しこのような請求をすることはほとんど物理的に不可能であり、莫大な金額がかかる。

「インターネットにおける多くのユーザーの行動は検索を端緒としています。検索エンジンはあり

とあらゆる情報をすべて整理し、ユーザーが入力したキーワードに応じて検索結果を表示してくれます。これによって、ユーザーは膨大な情報の海から、自分が求める情報にたどり着くことができるわけです。このことは逆に言えば、検索エンジンに引っかからない情報にアクセスすることが著しく困難であることを意味しています。つまり、情報のハブとなる検索結果での表示さえ止めることができれば、インターネットの掲示板やブログ、SNSに、自分のプライバシーや個人情報、誹謗中傷や名誉毀損が書き込まれていようと、アクセスする人間の数を劇的に減少させることができる。』⁽⁴⁾

その対策として、ヤフー、グーグル、など、の運営する検索結果そのものに表示させないように対策を講じることが大切である。インターネット記事が閲覧される時、検索結果にさえ表示されなければ大部分は記事へのアクセスをすることができなくなり、防ぐことができるからである。

「忘れられる権利を認め、検索結果に表示させないようにすれば、たとえ記事そのものがネット上に残っていてもそれを見られずに済みます。このようにすると、1つ1つのサイト管理者に記事削除請求をすることなしに、前科情報などを周囲に知られずに済むので、情報の本人や情報によって不利益を受ける周囲の人、家族等にとっては大きな意義がある。』⁽⁵⁾

「この権利は、自らの個人情報がインターネット上に忘れられない状態にされていることから本人のアイデンティティーを守り、取り戻す権利としての性格を有している。

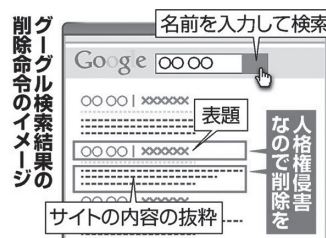
忘れられる権利は、犯罪者の過去の事件を消し去る権利でもなければ、歴史を書き換える権利でもない。報道機関が事件を報道することや報道機関のニュースアーカイブスに対して、忘れられる権利は適用されない。

他方で、本来の報道目的とは無関係で本人が同意もしていないところで、掲示板やSNSにコピーされた個人情報が半永続的にウェブ上に記憶されることへの忘却という人間の性の復権こそが忘れられる権利の企てである。』⁽⁶⁾

図1 前科の情報が表示される検索結果イメージ例



図2 グーグル検索結果の削除命令のイメージ



2 投稿記事削除仮処分保全異議申立事件さいたま地方裁判所 平成27年12月22日第3民事部決定

2-1 事案の概要

本事案で検索エンジン事業者 Y (グーグル) を訴えた債権者 (X) は、女子高生に対する児童買春の罪で三年余りに略式命令により罰金50万円の犯罪歴があった。

グーグルなどのインターネットの検索では、検索対象と関連性の高いと判断されたサイトへのリンクが一覧として表示され、各リンクには、当該サイトのタイトル、URL と内容の抜粋 (「ニスペット」と呼ばれる) が表示される。

本事案の X の氏名・住所で検索すると、検索結果のタイトルまたはニスペット部分に、X の逮捕歴が表示された。

X は、この検索結果の表示により、「更生を妨げられない利益」が侵害され、人格権に基づく検索結果の削除請求権により仮の地位を求める仮処分をさいたま地裁に対して求め、地裁はこれを認めた (原決定・さいたま地裁平成27年6月25日決定)。

そしてさいたま地裁が Y に対して削除を命じたところ、Y から保全異議がなされ、それに対して、さいたま地裁が原決定を認可したのが本決定である⁷⁾。

2-2 投稿記事削除仮処分保全異議申立事件

さいたま地方裁判所 平成27年12月22日第3民事部決定

債権者 代理人弁護士 神田知宏

債務者 グーグル インク (GOOGLE INC.)

代表者最高経営責任者

代理人弁護士 古田啓昌 中崎 尚 赤川 圭 加藤孝英 並木重伸 安藤 翔 菊地 諒
主 文

当庁平成27年 (ヨ) 第17号投稿記事削除仮処分命令申立事件について、当裁判所が平成27年6月25日にした仮処分命令を認可する。

申立費用は債務者の負担とする。

理 由

2-3 理由要約⁸⁾

当裁判所は、債権者の申立てには理由があり、これを認容した原決定は相当であるから認可すべきものと判断する。その理由は、以下のとおり補足するほか、原決定理由説示のとおりである。

2-3-1 検索エンジンの管理者への削除請求の判断枠組みについて

確かに、債務者の主張する検索エンジンの公益的性質も十分斟酌すべきであるが、そのような検討を経てもなお受忍限度を超える権利侵害と判断される場合に限り、その検索結果を削除させることが、

直ちに検索エンジンの公益的性質を損なわせるものとはいえない。検索結果の表示により他人の人格権が侵害され、それが検索エンジンの公益的性質を踏まえても受忍限度を超える権利侵害と判断される場合には、その情報が表示され続ける利益をもって保護すべき法的利益とはいえないからである。

2-3-2 個々の検索結果として表示されている具体的な内容の評価について

検索エンジンを利用する者は、無数のインターネットの情報の中から、検索結果として表示されるウェブページの表題や内容の抜粋（スニペット）の断片的な情報を頼りに検索結果を前後参照するなどして、利用者が探している目的の検索結果を見つけようと努力するのが普通の利用方法である。

このような検索結果の一般的な利用方法を想定し、グーグル検索でも、多数の検索結果がある場合、検索結果表示の各ページの末尾に、前後の検索結果を簡単に参照できるようにするリンクが表示されている。

そうすると、個々の検索結果の表示に具体的な行為態様の記載がなかったり、そもそも児童買春の罪で逮捕されたか否かが明らかでないようなものがあつたりしたとしても、検索結果を前後参照しながら目的とする検索結果を見つけようとする一般的な検索結果の利用方法を前提とするとき、普通の検索エンジンの利用者が本件検索結果における債権者の氏名と逮捕又は児童買春容疑の事実とが表示された個々の検索結果の表示内容を見れば、これを前後の検索結果も参照しながら読むことにより、各検索結果がいずれも債権者が児童買春の罪で逮捕された事実を表示しているものと解釈すると考えられる。

2-3-3 更生を妨げられない利益の侵害について

罪を犯した者が、有罪判決を受けた後、あるいは服役を終えた後、一市民として社会に復帰し、平穏な生活を送ること自体が、その者が犯罪を繰り返さずに更生することそのものなのである。更生の意義をこのように考えれば、犯罪を繰り返すことなく一定期間を経た者については、その逮捕歴の表示は、事件当初の犯罪報道とは異なり、更生を妨げられない利益を侵害するおそれ大きいといえる。

一度は逮捕歴を報道され社会に知られてしまった犯罪者といえども、人格権として私生活を尊重されるべき権利を有し、更生を妨げられない利益を有するのであるから、犯罪の性質等にもよるが、ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から「忘れられる権利」を有するというべきである。

そして、どのような場合に検索結果から逮捕歴の抹消を求めることができるかについては、公的機関であっても前科に関する情報を一般に提供するような仕組みをとっていないわが国の刑事政策を踏まえつつ、インターネットが広く普及した現代社会においては、ひとたびインターネット上に情報が表示されてしまうと、その情報を抹消し、社会から忘れられることによって平穏な生活を送ることが著しく困難になっていることも、考慮して判断する必要がある。

債権者は、既に罰金刑に処せられて罪を償ってから3年余り経過した過去の児童買春の罪での逮捕歴がインターネット利用者によって簡単に閲覧されるおそれがあり、原決定理由説示のとおり、そのため知人にも逮捕歴を知られ、平穏な社会生活が著しく阻害され、更生を妨げられない利益が侵害されるおそれがある、その不利益は回復困難かつ重大であると認められ、検索エンジンの公益性を考

慮しても、更生を妨げられない利益が社会生活において受忍すべき限度を超えて侵害されていると認められるのである。

2-3-4 保全の必要性について

情報が3年以上前から発信されたものであり、検索結果としても相当長期間表示されてきたものであるからといって、保全処分による必要性や緊急性が否定されると考えるのは背理であり、債務者の主張はあたらない。

これに対し、本件検索結果を削除することは、債務者において日頃行っている削除依頼に対する任意の対応と大きな違いはなく、情報処理システム上の対処が必要なだけで、債務者に実質的な損害を生じさせるものではない。

2-4 平成27年12月22日 さいたま地方裁判所第3民事部 仮処分決定の骨子⁽⁹⁾

仮処分決定骨子1

債権者には更生を妨げられない利益があると明示した。

「罪を犯した者が、有罪判決を受けた後、あるいは服役を終えた後、一市民として社会に復帰し、平穏な生活を送ること自体が、その者が犯罪を繰り返さずに更生することそのものなのである。更生の意義をこのように考えれば、犯罪を繰り返すことなく一定期間を経た者については、その逮捕歴の表示は、事件当初の犯罪報道とは異なり、更生を妨げられない利益を侵害するおそれ大きいといえる。」

仮処分決定骨子2

インターネットの検索結果から個人情報の削除を求める忘れられる権利を根拠に司法が認めた国内で初めてである。

さいたま地裁の決定以前にも、4の過去の検索の削除をめぐる判例で示したように東京地裁平成26年10月9日判決等検索結果の削除を命じた裁判例は複数あった。

ただ今回の判決との違いは、今までの判決では忘れられる権利について明確に言及したものはなかったのに対し、さいたま地裁の決定は、忘れられる権利を根拠として、検索結果の削除を命じた点が大きく異なっていた。さいたま地方裁判所決定は、日本の裁判所ではじめて忘れられる権利に明示的に言及したものとして注目されている。

日本経済新聞の記事にも「インターネット検索サイトグーグルの検索結果から、自身の逮捕に関する記事の削除を男性が求めた仮処分申し立て、さいたま地裁小林久起裁判長が犯罪の性質にもよるが、ある程度の期間の経過後は、過去の犯罪を社会から忘れられる権利がある」と判断し、検索結果の削除を命じた司法判断はこれまでもあるが、専門家によると、ネット上に残り続ける個人情報の削除を求めることを忘れられる権利と明示し、削除を認めたのは国内初とみられる。」⁽¹⁰⁾

仮処分決定骨子3

ネットに逮捕情報が表示されると、情報を抹消して平穏な生活を送ることが困難なことを考慮し、検索結果の削除の是非を判断すべきだとした。

小林裁判長は「決定、検索サイトに表示される逮捕報道について事件後の時間の経過や歴史的・社会的意義、当事者の影響力などを考慮し、逮捕歴を公表されない利益が上回る場合は、削除が認められるとの基準を示した。

その上で、今回の事件は歴史的・社会的な意義はない、男性は公職の立場にはない、罪は比較的軽微だったなどと認定した。

事件から3年経過後もネットに表示し続ける公益性は低いとし、男性が受けた不利益は回復困難で重大。平穏な社会生活が阻害される恐れがあると述べて削除を命じた。」⁽¹¹⁾

決定で小林久起裁判長は「逮捕の報道があり、社会に知られてしまった人も私生活を尊重され、更生を妨げられない利益がある、とした上でネットに情報が表示されると、平穏な生活を送るのが極めて困難なことも考慮し、削除の是非を判断すべきだ」と指摘した。

「現代のネット社会では誰もが被害者になりかねないが、個人への中傷やプライバシー侵害に多くの人が泣き寝入りする社会であっていいはずがない。ネット上のあらゆる権利侵害を速やかに特定し、いち早く救済手段を講じるような仕組みが求められている。

検索サイトが知る権利に貢献している側面は当然ながら尊重されるべきだ。安易に削除要請を認めれば、公人の不祥事や公益性のある情報まで消されかねない。権力の検閲強化につながりかねないとの指摘も、もちろんうなずける。」⁽¹²⁾

仮処分決定骨子4

「男性は逮捕歴が簡単に閲覧されるおそれがあり、その不利益は回復困難かつ重大。結局のところ、検索エンジンに対する検索結果の削除請求を認めるべきか否かは、検索エンジンの公的性質にも配慮する一方で、検索結果の表示により人格権を侵害されるとする者の実効的な権利救済の観点も勘案しながら、原決定理由説示のように諸般の事情を総合考量して、更生を妨げられない利益について受忍限度を超える権利侵害があるといえるかどうかによって判断すべきである。」⁽¹³⁾

3 平成28年7月12日 東京高裁決定

3-1 平成28年度7月12日 東京高裁決定要旨

1 忘れられる権利はそもそも我が国において法律上の明文の根拠がなく、その要件、効果が明らかでない。よって人格権の内容として名誉権、ないし、プライバシー権に基づき差し止め請求の存否とは別に忘れられる権利を一内容とする人格権に基づく妨害排除請求権として差し止め請求の存否について独立して判断する必要がない。

2 差し止め請求の可否について

名誉権ないしプライバシー権の侵害に基づき差し止め請求の可否を決定するにあたっては削除などを求める事項の性質、公表により差し止め請求者に生じる損害発生の明白性、重大性及び回復困難性などだけではなくインターネット、という情報公表ないし、伝達手段の性格や重要性さらには検索サービスの重要性も総合的に考慮して決するのが相当である。

3 タイトルとスニペットについて

本件検索結果が自動的にかつ機械的に生成されるものであるとしてもそれは抗告人が決めたアルゴリズムを備えたプログラムによるものであり実際の利用態様からタイトル及びスニペットが独立した表現として機能することが通常であることができる。以上から抗告人は単なる媒介者で名誉権の侵害の責任を負うものではないという抗告人の主張を採用することはできない。

4 逮捕歴の公開について

「本件犯行はいまだ公共性を失っていないことに加え、本件検索結果を削除することは、表示されたリンク先のウェブページ上の本件に係る記載を個別に削除するのとは異なり当該ウェブページ全体の閲覧を極めて困難にし事実上不可能にして多数の者の表現の自由及び知る権利を大きく侵害し得るものであること、本件犯行を知られること自体が回復不可能な損害であるとしても、そのことにより相手方により直ちに社会生活上または、私生活上の受任限度を超える重大な支障が生じるとは認められないなどを考慮して、表現の自由、および知る権利の保護が優越するというべきであり相手方のプライバシー権の基つく本件検索結果の削除などはみとめられない。」⁽¹⁴⁾

3-2 平成28年7月12日 東京高裁決定の内容

忘れられる権利は明文の規定がなく、忘れられる権利を否定した。

東京高裁（杉原則彦裁判長）は過去の情報について「忘れられる権利」を認めた、さいたま地裁決定を取り消す決定をした。

忘れられる権利については「法律で定められたものではなく要件や効果が明確でない」とした。忘れられる権利について高裁が言及するのは初めてとみられる。

杉原裁判長は決定で「男性の逮捕歴は社会的に関心の高い行為で、5年程度が経過しても公共の利害に関わる」と判断。グーグルが検索サイトで大きなシェアを占めることなどから「削除すれば多くの人の表現の自由と知る権利を侵害する」と述べた。

忘れられる権利については本質的には名誉毀損やプライバシー侵害にもとづく申し立てと変わらず独立して判断する必要はない、とした。」⁽¹⁵⁾

東京高裁は、検索結果の表示を削除すると、「多数の者の表現の自由及び知る権利を大きく侵害し得る」ことを指摘した。

そして、「本件犯行は、児童買春行為という、子の健全な育成等の観点から、その防止及び取締りの徹底について社会的関心の高い行為であり、特に女子の児童を養育する親にとって重大な関心事であることは明らかであって、本件犯行は真実であるし、本件検索結果の表示が公益目的でないことが明らかであるとはいえないから、名誉権の侵害に基づく差止請求は認められない」⁽¹⁶⁾と結論付けた。

4 検索の削除に関する判例

忘れられる権利を探求するために 過去の検索の削除に関する判例を紹介する。

1 京都地方裁判所平成26年8月7日判決 ヤフーに対する検索結果削除請求訴訟

「大手インターネット検索サイト『ヤフージャパン』で自分の名前を検索すると過去の逮捕記事が表示され、名誉を傷つけられたとして、京都市の40代男性が同サイトを運営する『ヤフー』（東京都港区）に対し、検索結果の表示中止や慰謝料など約1100万円を求めた訴訟の判決で、京都地裁は7日、人格権が違法に侵害されたとは認められないなどとして、請求を棄却した。」⁽¹⁷⁾

2 東京地裁平成26年10月9日決定 削除仮処分

「平成26年10月9日、Google に対し、検索エンジンによる検索結果タイトル、スニペットの削除を命じる仮処分決定が東京地方裁判所において発令され、その結果、同月22日には Google 日本法人がこの仮処分決定の対象となった検索結果を削除する方針を明らかにし、実際にも検索結果の削除が行われた。」⁽¹⁸⁾

3 大阪高裁平成27年2月18日判決 削除訴訟

控訴審。「被控訴人（注：検索事業者）は、本件検索結果の表示のうちスニペット部分につき、自動的かつ機械的にリンク先サイトの情報を一部抜粋して表示しているにすぎず、被控訴人が表現行為として自らの意思内容を表示したものであるということはできず、名誉毀損となるものではない旨主張する。しかしながら、その提供すべき検索サービスの内容を決めるのは被控訴人であり、被控訴人は、スニペットの表示方法如何によっては、人の社会的評価を低下させる事実が表示される可能性があることをも予見した上で現行のシステムを採用したものと推認されることからすると、本件検索結果は、被控訴人の意思に基づいて表示されたものであるべき」としたところに特徴があるが、逮捕後わずか2年であること等から控訴棄却。

4 大阪高裁；2審もヤフー表示差し止め認めず

検索で過去の逮捕記事 2015年2月18日

「インターネットの大手検索サイト「ヤフージャパン」で、自分の名前を検索すると盗撮事件の逮捕歴が表示されるのはプライバシーの侵害に当たるとして、京都市の男性がヤフー（東京）を相手取り、検索結果の表示差し止めなど求めた訴訟の控訴審判決が18日、大阪高裁であった。金子順一裁判長は盗撮という犯罪への社会的関心は高く、表示によって男性が被る不利益より、公表する理由が優越する、として請求を認めなかった1審京都地裁判決を支持、男性側の控訴を棄却した。

1、2審判決によると、男性は平成24年12月、女性のスカート内を盗撮したとして京都府迷惑防止条例違反容疑で逮捕され、25年4月に京都地裁で執行猶予付き判決を受けて確定。以降も逮捕歴が検索結果に表示されるため、再就職活動が妨げられたと訴えていた。」⁽²⁰⁾

5 千葉地裁松戸支部 米グーグルに中傷書き込み削除命じる

平成27年4月7日決定

インターネット検索大手のグーグルが提供する地図サービス「グーグルマップ」に事実無根の「口コミ」が掲載され、名誉を傷つけられたとして、関東地方の医療機関が米グーグルに削除を求

めた事案。

医療機関側の代理人弁護士によると、名前を検索すると、嘘の内容で医療機関を中傷する口コミが表示されると訴えていた。グーグル側は「不適切なものは自主的に削除している。安易に書き込みを削除すればサービスが成立しない」などと主張した。

「グーグルマップでは企業や店舗、公共施設などの名前を入力すると、地図上に場所が表示されるほか、利用者らが評価などを書き込んだ口コミも見ることができる。グーグル側はネット上の口コミは、利用者が意見を共有できる重要な手段だ、社内のガイドラインに基づき、不適切な口コミは自主的に削除している。安易な削除は表現の自由を脅かす等と主張した。

千葉地裁松戸支部が訴えを認める仮処分決定を出した。飯塚謙裁判官は、医療機関側の主張を認めて2件の口コミの削除を命じる決定を出した。」⁽²¹⁾

6 東京地裁平成27年5月8日決定 削除仮処分

「対立利益 更生を妨げられない利益と知る権利・表現の自由 更生を妨げられない利益が表現の自由・知る権利に優越するときにはウェブサイトの管理運営者に対し、当該ウェブページの削除を請求できる。」⁽²²⁾

5 考察と結語 忘れられる権利 認めることは早計

忘れられる権利の問題点 知る権利と忘れられる権利は、情報の本人が更生してやり直すために意義があるものである。

忘れられる権利は、民主主義の根幹となる重要な権利である、表現の自由や知る権利と対立する権利である。これに飛びついてすぐに認めることには検討する諸問題が残されている。早急によく考えず、最新の権利であると思えば肯定すると、削除請求が大量に行われて表現の自由、知る権利が根幹から揺り動かされ、混乱状態になってしまい表現の自由の重みが失われてしまう危険性が裏に潜んでいることを認識しなければならない。

検索結果の中立性や信頼性が損なわれてしまったりするおそれもあるので、忘れられる権利を認めるとしても、充分慎重、さらに慎重に検討することが大切である。

明文上の見地からの考察

環境権、名誉権、プライバシー権も法律上の明文の根拠がない点では同じであり、明文の根拠がないことは、忘れられる権利を認めないことになる根拠になることはない。

いろいろな権利、例えば 環境権 知る権利、幸福追求権などを判例上認めてきたようにポイントは明文の根拠がなくても環境権などと同じように憲法上認めるかどうか実質的な検討が必要になる。

表現の自由の見地からの考察

「国の干渉を受けずに自由に表現し、かつ情報を受け取る自由（知る権利）が保障されています。憲法二十一条一項は『集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する』と規定していますが、これは表現の自由とともに国民の知る権利を保障したものだと考えられています。表現行為は情報の受け手が存在して、はじめて意味を持つものですから、二十一条一項は情報が発表

されてから受け手が受け取るまでその過程のすべてを国家権力による干渉から保護しているのです。

このように何かを表現したい、知りたいという欲求は、もっとも人間らしい、私たちの本質に関わるものなのです。『その人』らしさという意味では人間の尊厳に関わるものです。

さらに表現の自由、知る権利は私たちの政治にとって不可欠であり、民主政治にとって重大な意味を持ちます。

民主政治は一人ひとりの国民がその知り得た事実に基づいて判断した考えを、議論を通じて実現しようとするものです。国民が十分な議論をして何が正しいかをみんなでみつけようとしているときに、こう考えなければだめだと特定の考え方を押しつけられたのでは、民主政治は成り立ちません。⁽²³⁾

ところが、忘れられる権利はこれらの表現の自由や知る権利を制限する性質を持つ。

今回の判例の事件は原告が罰金の刑を受けており、それを忘れられる権利を根拠にして一方的に検索結果に表示させないようにすることは、表現の自由を制限する危険性を潜ませてしまう可能性がある。

情報にアクセスできなくなる国民の知る権利も侵害してしまうおそれがある。このように、忘れられる権利を認めると、民主主義の根幹である重要な表現の自由や知る権利を制限することにつながる。

知る権利よりも忘れられる権利が勝り、名誉毀損やプライバシー侵害の裁判が次々に認められるようになれば、表現の自由、知る権利、民主主義の基本原則が根底から揺るいでしまう危険性がある。

検閲に利用される危険性がある。

「憲法上の検閲については、『税関検査事件判決』⁽²⁴⁾の判例がある。その内容は、表現物に対して、『行政権が主体』『事前の内容審査』『発表の禁止』といった要件を備えたものだけが検閲であるということになる。この定義からは、私的検閲は検閲にあたらぬ。

この判例の検閲概念については定義が狭すぎて意味をなしていないとして、表現の内容を理由として受け手に届くところまでのどこかを妨害する機能上の検閲についても憲法の禁止する検閲にあたるとする学説では有力である。⁽²⁵⁾

忘れられる権利は権力者からの検閲に利用される危険がある。

情報社会における根幹的なインフラである検索エンジンが消せたり、追加されたりすることは、検索を利用して情報の操作が行われ、情報の中立性に危険がある。忘れられる権利は、大企業、時の権力者が自分にとって都合の悪い情報を表示させないようにすることができる武器になりうるということに配慮することが大切である。

外国の例であるが「国家に悪影響を及ぼすネットの書き込みを削除された事例」⁽²⁶⁾があった。この記事のごとく国権力が都合の悪い記事をネットから削除してしまっている。

個別に検討する。

東京高裁は「忘れられる権利は、そもそも我が国において法律上の明文の根拠がなく、その要件及び効果が明らかではない。」「その要件及び効果について、現代的な状況も踏まえた検討が必要になるとしても、その実態は、人格権の一内容としての名誉権ないしプライバシー権に基づく差止請求権と異ならないというべきである」と判断し、忘れられる権利を一内容とする人格権に基づく妨害排除請求権としての差止請求権の存否について独立して判断する必要はない」とした⁽²⁷⁾。

東京高等裁判所は、「事件から5年が経過しても逮捕歴の情報の公共性は失われておらず、検索結果を削除すると表現の自由や知る権利が侵害される」と明示している。

安易に新しい権利を作って処理することではなく、また、検索結果の削除請求をするなら、既存のプライバシー侵害や名誉毀損といった人格権に基づく差し止め請求で対応できる。名誉毀損やプライバシー侵害は、これまでの蓄積があるので客観的基準で判断することができるが、忘れられる権利という新しい概念については判例が少なく、権力者の都合のよいように操作されてしまうおそれがある。

このようなことからすると、あえて忘れられる権利を今すぐ認める必要性はまだないと考える。

「インターネット上にさまざまな情報が残り続ける時代に対応する形で、司法が忘れられる権利の存在を示した点は意義がある。ただ、権利の中身はまだはっきりしていないのが現状である。犯罪歴を例にすれば、本人にとって知られたくない情報ほど、社会にとっては残しておくべきだという考え方もあり得るのではないか。また、元のサイトにあるデータの削除ではなく、検索結果の削除で問題は解決するのか。知る権利への影響も含め、さらなる議論が必要といえる。」⁽²⁸⁾

結論として二段階で考えることが大切である。

第一段階は忘れられる権利を認めるとしても、具体的にどのようなケースでどの程度認めるのかなど、十分に判例の積み重ね、議論を尽くした上で、表現の自由や知る権利を不当に侵害しないように充分配慮した内容の判例を築きあげるべきでそれには時間が必要である。

第二段階は 将来にわたってさらに社会における忘れられる権利への関心が高まり、判例の積み重ねにより、忘れられる権利を判例上認めさらにそのうえで、法文の道に進むのが妥当である。

参考文献

- 図1 前科の情報が表示される検索結果イメージ例
www.fuhyo-bengoshicafe.com/bengoshicafe-11949.html -
- 図2 グーグル検索結果の削除命令のイメージ
 「忘れられる権利」、日本でも真剣に考える時-宮下紘 | WEBRONZA
webronza.asahi.com/national/articles/2016081000003.html

注釈

- (1) 故事ことわざ辞典
- (2) 今岡直子『「忘れられる権利」をめぐる動向』『調査と研究-国立国会図書館』854号1頁
- (3) 知恵蔵2015の解説
- (4) bylines.news.yahoo.co.jp/.//20160714-00059958/
- (5) www.fuhyo-bengoshicafe.com/bengoshicafe-11949.html
- (6) 「忘れられる権利」、日本でも真剣に考える時-宮下紘 | WEBRONZA
webronza.asahi.com/national/articles/2016081000003.html
- (7) さいたま地裁平成27年12月22日決定・判例時報2282号78頁
- (8) 平成27年12月22日 さいたま地方裁判所第3民事部
 裁判長裁判官 小林久起 裁判官 大島淳司 裁判官 遠藤貴子
okumuraosaka.hatenablog.com/entry/20160409/1460387218-
- (9) 平成27年12月22日 さいたま地方裁判所第3民事部仮処分決定の骨子

- 骨子の見出し4個 朝日新聞 2016年2月28日
- (10) 日本経済新聞 2016/2/27
 - (11) 毎日新聞 2015年07月02日
 - (12) 忘れられる権利 民間主導で基準確立急げ2016年3月2日配信
『琉球新報』「社説」
 - (13) さいたま地裁平成27年12月22日決定・判例時報2282号78頁
 - (14) 日本経済新聞 2016/7/13
 - (15) 日本経済新聞 2016/7/13
 - (16) 「忘れられる権利」、日本でも真剣に考える時－宮下紘 | WEBRONZA
webronza.asahi.com/national/articles/2016081000003.html
 - (17) 毎日新聞：<http://mainichi.jp/select/news/20140807k0000e040264000c.html>
 - (18) Google に対する検索結果削除仮処分決定
<http://kandatomohiro.typepad.jp/blog/2014/10/gooGoogle>
に対する検索結果削除仮処分
 - (19) 第一法規 28230863・LEXDB25506059
ウェブ連載版『最新判例にみるインターネット上の名誉毀損の理論と実務』
第19回 7月07日、2016 松尾剛行
 - (20) fuhyo-bengoshicafe.com/bengoshicafe-11949.html
 - (21) 平成27.4.13 産経新聞
 - (22) kandatomohiro.typepad.jp
 - (23) 第12回〈「表現の自由」はなぜ大事?〉－法学館憲法研究所
www.jjcl.jp/chuukou/backnumber/12.html -
 - (24) 最判昭59・12・12 民集38-12-1308
 - (25) 2014-09-26 講演「インターネット事業と私的検閲」メモ
インターネット事業と私的検閲 (2014.9.20 文京シビックセンター・スカイホール)
<http://www.jfsribbon.org/2014/07/blog-post.html>
宍戸常寿教授 (東京大学・憲法学)
 - (26) 2017年2月5日 朝日新聞
 - (27) 日本経済新聞 2016/7/13
 - (28) 2016年2月28日 東京新聞